

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)附則第25条の規定による障害基礎年金(以下「裁定替障害基礎年金」という。)の昭和61年4月分から平成28年11月分までの支給を求めるところである。

第2 事案の概要

1 本件は、統合失調症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、裁定替障害基礎年金の裁定を請求した請求人に対し、後記2(2)記載の原処分をしたことから、請求人が原処分を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、20歳に達する前の昭和○年頃が初診日であると主張する当該傷病により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、裁定替障害基礎年金の裁定を請求した。

(2) 厚生労働大臣は、請求人の当該傷病の初診日は請求人が20歳に達する前であると認定した上で、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、60年改正法の施行日である昭和61年4月1日の前日において、請求人の当該傷病による障害の状態は、60年改正法による改正前の国民年金法(以下「旧国

年法」という。)別表に定める1級の程度に該当し、障害等級1級の旧国年法による障害福祉年金を受ける権利を有し、60年改正法の施行日において、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める1級の程度に該当するとして、受給権を取得した年月を昭和61年4月、支給開始年月を同月とする障害等級1級の裁定替障害基礎年金を支給する旨の裁定(以下「本件裁定」という。)をしたが、裁定請求日の翌月である平成○年○月分から裁定替障害基礎年金を支給し、昭和○年○月分から平成○年○月分の年金は支給しなかった(以下、この不支給部分を「原処分」という。)

なお、請求人に送付された年金証書及び年金決定通知書には、年金コード「○○○○」(注:裁定替障害基礎年金)、受給権を取得した年月「昭和○年○月」、支払開始年月「昭和○年○月」と記載されているが、保険者は、平成○年○月分以前の年金を支給しておらず、支払開始年月の記載は誤記であるとしている。

(3) 請求人は、原処分を不服として、昭和61年4月に遡及して裁定替障害基礎年金を支給することを求めて、平成○年○月○日(受付)、審査官に対し、審査請求をした。

(4) 審査官は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、請求人は国民年金法(以下「国年法」という。)第30条の4第2項の規定による障害基礎年金の裁定請求をすべきところ、裁定替障害基礎年金の裁定請求を行っているものであって、本件裁定自体が違法であるとして、これを取り消すとともに、遡及支給を求める部分は不合法であるとして、これを却下する旨の決定をした(以下「本件決定」という。)

(5) 請求人は、審査官の決定を不服として、平成○年○月○日(受付)、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 旧国年法第57条第1項前段には、疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において20歳未満であった者が、初診日から起算して1年6月を経過した日(その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日とし、以下「障害認定日」という。)後に20歳に達したときは20歳に達した日において、障害認定日が20歳に達した日後であるときはその障害認定日において、旧国年法別表に定める程度の障害の状態にあるときは、旧国年法第56条第1項に規定する障害福祉年金の支給要件に該当するものとみなす旨が、旧国年法第57条第1項後段には、疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において20歳未満であった者が、障害認定日後に20歳に達したときは20歳に達した日後において、障害認定日が20歳に達した日後であるときは障害認定日後において、その傷病により、65歳に達する日の前日までの間に、はじめて旧国年法別表に定める程度の障害の状態に至ったときも、同様とする旨が、旧国年法第57条第2項には、前項後段の規定により支給する障害福祉年金については、旧国年法第30条の2第3項の規定を準用する旨が、それぞれ規定されていた。そして、旧国年法第30条の2第3項には、旧国年法第18条1項の規定にかかわらず、年金の請求があった日の属する月の翌月から始めるものとする旨が規定されていた(以下、旧国年法第57条第1項前段による障害福祉年金を「障害認定日による障害福祉年金」、同項後段による障害福祉年金を「事後重症による障害福祉年金」という。)

60年改正法により、新たに障害基礎年金制度が導入され、障害福祉年金制度が廃止された。そして、国年法第30条の4第2項には、疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において20歳未満で

あった者が、障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日後において、障害認定日が20歳に達した日後であるときはその障害認定日後において、その傷病により、65歳に達する日の前日までの間に、国年令別表に定める程度の障害に状態に至ったときは、その者は、その期間内に同条第1項の障害基礎年金の支給を請求することができる旨が規定されている。

そして、60年改正法により障害福祉年金が廃止されることから、障害福祉年金受給権者を保護するための経過規定として、60年改正法附則第25条が置かれている。同条は、第1項において、施行日(注：60年改正法の施行日である昭和61年4月1日。以下同じ。)の前日において旧国年法による障害福祉年金を受ける権利を有していた者のうち、施行日において国年令別表に定める程度の障害の状態にある者については、国年法第30条の4第1項に該当するものとみなして、同項の障害基礎年金を支給する旨が、第3項において、旧国年法による障害福祉年金を受ける権利を有する者が、国年法第30条の4第1項の障害基礎年金の受給権を取得したときは、当該障害福祉年金を受ける権利は消滅し、当該障害福祉年金の支給は当該権利が消滅した日の属する月の前月で終わる旨が、さらに、第4項において、第1項に規定する障害基礎年金の支給は、施行日の属する月から始めるものとする旨が、それぞれ規定されている。

2 本件の場合、請求人の当該傷病の初診日が20歳に達する前であること、保険者は、請求人の当該傷病による障害の状態が昭和61年3月31日において旧国年法別表に該当し、同年4月1日において国年令別表に該当したとして本件裁定をしたことについては、その適法性も含め、当事者間に争いがないと認められるところ、請求人は、裁定請求日の翌月である平成〇年〇月分から裁定替障害基礎年金を支給し、昭和〇年〇月分から平成

○年○月分の年金は支給しなかった原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、本件裁定に係る裁定替障害基礎年金の支給開始年月はいつかということである。

なお、請求人に送付された年金証書及び年金決定通知書には、支払開始年月「昭和61年4月」と記載されていることは前記「事実」欄第2の2(2)記載のとおりであるが、保険者は、本件裁定の当初から一貫して裁定替障害基礎年金の支給開始年月は裁定請求日の翌月であるとして平成○年○月分以前の年金を支給しないとしているのであるから、上記の支払開始年月の記載は誤記と認められる。

また、審査官は、本件決定において、本件裁定を取り消しているが、請求人の本件審査請求及び本件再審査請求の趣旨は、本件裁定の取消しを求めるものではなく、本件裁定が適法であることを前提に、本件裁定に基づき昭和○年○月分から平成○年○月分の裁定替障害基礎年金の遡及支給を求めるというものであり、本件裁定自体は不服の対象外である。このような対象外の処分を取り消すことは、不服申立て手続の基本構造を逸脱するものであり、許されない。したがって、本件決定の上記の部分は無効であるといわざるを得ないのであり、当審査会は、本件裁定が有効に存続しているものとして、請求人の不服申立ての当否について判断することとする。

第2 当審査会の判断

1 60年改正法附則第25条による裁定替障害基礎年金は、同条第3項及び第4項において、昭和61年3月限り障害福祉年金の支給が終了し、同年4月から障害基礎年金の支給を開始することを規定し、もって昭和61年3月及び4月分の年金が途切れなく支給されるように手当てがされていることを考慮すると、同条第1項にいう、「施行日の前日において旧国民年金法による障害福祉年金を受ける権利を有していた者」とは、60年改正法の施行日の前日において、旧国年法に

よる障害福祉年金の支給を受ける権利を有し、かつ、同日において同年金の支給を受けることができた者（支分権を有する者）、すなわち同日までに障害福祉年金の裁定を受けていた者、同日までに障害福祉年金の裁定を請求し60年改正法施行日以後に裁定を受けた者及び60年改正法施行日以後に障害認定日による障害福祉年金を請求し裁定を受けた者等を指すと解するのが素直である。

2 ところで、保険者は、本件裁定請求は、60年改正法附則第32条第1項の規定により、なお従前の例によるものとされた旧国年法による事後重症による障害福祉年金に関するものであるとして、60年改正法附則第25条第1項を適用し、裁定替障害基礎年金を支給する旨の裁定をしたが、事後重症による障害福祉年金は、旧国年法第57条第2項の規定により、旧国年法第30条の2第3項の規定が準用されるから、年金の請求があった日の属する月の翌月である平成○年○月分から支給が開始される旨、主張する。

この保険者の主張は、事後重症による障害福祉年金の受給権は、障害認定日において旧国年法別表に定める程度の障害の状態になかったものが、同日後65歳に達する日の前日までの間において、初めて旧国年法別表に定める程度の障害の状態に至ったときに取得することとされていたことから、この日が60年改正法の施行日の前日までであれば、施行日の前日までに裁定請求をしていなくても、旧国年法下では、障害福祉年金の受給権が発生していたことになるとの解釈のもとで、60年改正法の施行日後において、裁定請求時に65歳を超えている等により障害基礎年金の事後重症請求ができない者であっても、60年改正法附則第32条第1項の規定に基づき旧国年法による障害福祉年金の事後重症請求をすることにより、60年改正法附則第25条第1項の「施行日の前日において旧国民年金法による障害福祉年金を受ける権利を有していた者」に該当するとみなして、

裁定替障害基礎年金を支給しようとするものであり、裁定請求時の年齢が65歳超であることによって、年金を受ける権利そのものが消滅しないようにするため、同項を拡張解釈するものと考えられる。この解釈は、65歳超の事後重症の障害福祉年金の裁定請求者にとっては有利な解釈であり、同項の拡張解釈の限度を超えるとまではいけないことから、当審査会もこれに従うものである。しかし、この場合における裁定替障害基礎年金の支給開始年月については、事後重症による障害福祉年金の支給開始年月が、旧国年法第57条第2項により、同法第30条の2第3項の規定が準用され、年金の請求があった日の属する月の翌月とされていたこと、60年改正法附則第25条は、障害福祉年金の受給権者を保護するための規定であり、その立法の趣旨からすれば、旧国年法により認められていた障害福祉年金の受給権の範囲を超えてまでこれを認める趣旨とは解せられないことに照らすと、裁定替障害基礎年金の支給開始年月も、旧国年法下の障害福祉年金と同様に、年金の請求があった日の属する月の翌月である（60年改正法附則第25条第3項、第4項は適用されない）というべきである。

3 これに対して、請求人は、事後重症による障害福祉年金についても、60年改正法附則第25条第1項が適用される以上は、同条第4項により、支給開始年月は昭和61年4月であると主張する。しかしながら、事後重症による障害福祉年金は、障害の状態に該当した時に受給権が発生し、請求した日の属する月の翌月から年金が支給されるとされ、事後重症請求による障害基礎年金は、請求した日に受給権が発生し、請求した日の属する月の翌月から年金が支給されるとされており、障害福祉年金及び障害基礎年金のいずれにおいても、事後重症請求の場合は、請求した日の属する月の翌月からその支給が開始されるものである。請求人の主張のように解すると、裁定替障害基

礎年金を請求した日の属する月の翌月よりも前である60年改正法の施行日の属する月（昭和61年4月）から年金の支給が開始されることになり、障害福祉年金及び障害基礎年金のいずれを適用するよりも有利な規定を設けたことになる。これは、新たな年金制度を創設したことになるが、そのような制度を新設することの立法理由を見出すことはできないし、その内容は極めて不合理である。障害福祉年金受給権者の保護という経過規定の解釈として採用することはできない。

4 したがって、本件裁定に係る裁定替障害基礎年金の支給開始年月は、年金の請求のあった日の属する月の翌月である平成〇年〇月であるというべきである。そうすると、同年〇月分以前の年金を支給しなかった原処分は相当であり、これを取り消すことはできない。

なお、前記のとおり、保険者が請求人に発行した年金証書及び年金決定通知書は、支給開始年月の記載に誤りがあるが、この点は、被保険者の期待、信頼を損なうものであり、再発防止を強く要望するものである。

5 以上によれば、本件再審査請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁決する。